

海外手配旅行 条件書

※お申込みの際は必ず印刷の上この旅行条件書をお読みください。

本旅行条件書は旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

手配旅行契約

- この旅行は株式会社横浜カンパニー(横浜市保土ヶ谷区西久保町36番、神奈川県知事登録旅行業第3-941号)が手配する旅行であり、この旅行に参加するお客様は当社と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- 旅行契約とは、当社がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配をすることを引き受ける契約をいいます。
- 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。
- 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適合等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)をお支払いいただきます。

契約の成立

- 当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、所定の申込金を添えてお申し込みいただきます。この申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。
- 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。
- 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。この場合において、旅行契約の成立時期は、書面に記載した年月日とします。
- 当社は、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする旅行契約(企画手配旅行契約を除きます。)であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

旅行代金

- 「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金(変更手数料金及び取消手数料金を除きます。)をいいます。
- 旅行代金(旅行代金から申込金を差し引いた額)は旅行開始日を基準として2週間前の同曜日に当る日より前に、当社の指定した方法によってお支払いいただきます。
- 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。この場合において、旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします。
- ペックス航空券等で、ご予約からチケットの発券までに日数の制約がある場合においては、旅行代金の全額をお申込み時にお支払い頂く場合がございます。

契約の変更

- お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限りお客様の求めに応じます。

2. お客様の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、お客様には、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に必要な費用をご負担いただくほか、当社所定の変更手続料金をお支払いいただきます。また、該当手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします。

契約の解除

1. お客様による任意解除
お客様は、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。旅行契約が解除されたときは、お客様は、既にお客様が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料等の、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用をご負担いただくほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金をお支払いいただきます。
2. お客様の責に帰すべき事由による解除
当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、旅行契約を解除することがあります。旅行契約が解除されたときは、お客様は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料等の、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用をご負担いただくほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金をお支払いいただきます。
3. 当社の責に帰すべき事由による解除
お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、旅行契約を解除することができます。この場合当社は、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に收受した旅行代金をお客様に払い戻します。

当社の責任

1. 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
2. 免責事項
お客様が、当社及び手配代行者に故意及び過失のない以下に例示するような事由によって損害を被られた場合、当社は責任を負いません。
 1. 天災地変・戦乱・暴動・航空機の遅延・ストライキ等により出発便が取り消され、または搭乗を拒否された場合。
 2. 航空会社の過剰予約受付（オーバーブッキング）により、予約を取り消され又は搭乗を拒否された場合。
 3. お客様がご出発（帰路便）の72時間前までに予約の再確認（リコンファーム）及び出発時刻の確認を怠ったために、予約を取消され航空券が無効になった場合。
 4. お客様が搭乗受付時間に遅れて搭乗できなかった場合。
 5. お客様が航空券等の紛失及び盗難に遭われた場合。
 6. その他、当社及び手配代行者の管理外の事由により、お客様が損害を被られた場合。

お客様が出発までに実施する事項

1. 旅券・査証について（日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理局事務所にお問い合わせ下さい。）
 1. 旅券（パスポート）：旅行参加には、所定（別紙記載）の残存有効期間を満たす旅券が必要です。
 2. 査証（ビザ）：旅行参加には、所定（別紙記載）国の査証が必要です。

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、ならびにご旅行に必要な旅券・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約（渡航手続代行契約）として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

2. 保健衛生について

渡航先(国又は地域)の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

3. 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」<http://www.pubanzen.mofa.go.jp>でもご確認ください。

個人情報の取扱い

1. 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。※このほか、当社らでは、1.当社ら及び当社らと提携する会社の商品やサービス、キャンペーンのご案内。2.旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。3.アンケートのお願い。4.特典サービスの提供。5.統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
2. 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ会社との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ会社は、それぞれの会社の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、当社グループ会社の名称及び各会社における個人情報取扱管理者の氏名については、当社のホームページ（<http://home.b03.itscom.net/travel/privacy.pdf>）をご参照ください。
3. 当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、販売店宛て、「最終旅行日程表」受け取り時までにお申出下さい。

平成 21 年 9 月 4 日発行

株式会社横浜カンパニー 神奈川県知事登録旅行業 第 3-941 号

本社営業所 〒240-0022 神奈川県横浜市保土ヶ谷区西久保町 36 番 電話：045-333-4200 総合旅行業取扱管理者 阿久津美保子
 エムズマリンアドベンチャー店 〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-16-10 電話：03-5875-8876 総合旅行業務取扱管理者 永吉拓也

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の管理者です。この旅行の契約に関して担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく表記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。